

最高裁事務総局広報課森山主任との電話質疑応答メモ

検察審査会事務局に、審査員の生年月日の開示を要求したところ、「生年月日は個人識別情報だから開示できない」と拒否されたので、2012年1月11日、情報公開についての通達を発行している最高裁事務総局刑事局に電話したが、交換台は広報課の森山ひとみ主任につないだ。

森山氏との対応は以下の通り。

- 森山 : ご用件は？
- 志岐 : 東京第五検察審査会が、“審査員他の生年月日の開示は情報公開法第五条の個人識別情報に当たるとして断ってきたが、個人識別情報に当たらないことは明らか。最高裁で何とかしてほしい。
- 森山 : 何故、最高裁に言ってくるのか。最高裁とは関係ない。
- 志岐 : 最高裁は、情報公開について、検察審査会に通達を出しているではないか。貴方はそれを知っているのか。
- 森山 : (通達を出しているのは)知っている。検察審査会は通達に従い回答書を出している。最高裁としては、これ以上のことは何も出来ない。
- 志岐 : 開示しないという回答だ。その理由もおかしい。生年月日だけでは個人を特定できない。開示させるべきだ。通達を出しているということは管理下にあるということだし、指導もすべきだ。
- 森山 : 個人情報云々は貴方の考えでしょ。
- 志岐 : 私の勝手な解釈ではない。第五条では個人を特定できる情報以外は公開しなければならないとある。対象者は850万人もいる。生年月日でどうして個人を特定できるのですか？
- 森山 : 私どもでは何も出来ません。不服請求でもするしかないですよ。
- 志岐 : どこに不服請求すればよいのですか。
- 森山 : それは…。お調べになつては如何ですか。
- 志岐 : 広報課の貴方では話しにならない。刑事局につなげてください。
- 森山 : おつなぎすることはできません。私は最高裁として答えている。
- 志岐 : 立場上、貴方が答えられるわけがない。回答になっていない。
- 森山 : これまでに全て答えましたので、電話きりますよ。
(すぐに電話を切られた)

打ち合わせ後記

どの行政庁も、情報開示に不服があれば、異議の申し立てができ、しかるべきところで審査されるが、最高裁並びに検察審査会にはその制度がないことが後で分かった。異議を申し立てても聞き置いただけということである。制度がないことを知っていながら、「不服請求すれば」は酷すぎる。

参考

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の「第三章 不服申し立て」

<http://law.e-gov.go.jp/htldata/H11/H11HO042.html>

『第三章 不服申し立て等

(審査会への諮問)

第十八条 開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申し立てがあったときは、当該不服申し立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(不服申し立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。』

